

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 4 9 7

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合の居宅介護支援費の請求について
- 「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」について
- 手指消毒用エタノールの優先供給について
- 新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について
- 令和2年度介護保険事業所研修会（集団指導）の中止について
- 地域密着型サービス事業所における運営推進会議の取扱いについて
- 福祉用具貸与事業所の皆様へ 4/20号掲載「福祉用具貸与に係る商品コードの介護給付費明細書への記載の留意点について」の修正について
- 令和元年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について【別紙1】
- 長野県における緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく感染防止策の徹底等について（要請）【別紙2】
- 介護保険最新情報について
- 「長野市保健所管内保健医療福祉関係者等研修会」のお知らせ【別紙3】
- 事業所で働く皆さまへのお知らせ～新型コロナウイルス感染症対策について～【別紙4】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合の居宅介護支援費の請求について

このことについて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」（令和2年5月25日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の問5において、居宅介護支援事業所が、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていただければ、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能であるとされています。

本市におけるこの取扱いは、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いとさせていただきます。また、対象となる期間は、長野県下における緊急事態宣言の発令期間を含む令和2年4月及び5月サービス利用に係る居宅介護支援費及び介護予防支援費（以下、居宅介護支援費という。）を対象とさせていただきます。

なお、ケアプランで予定されていたサービス利用がなかった場合に、居宅介護支援費を請求できるのは、以下のケースとさせていただきますのでご注意ください。

○居宅介護支援費が請求できるケース

・ケアプランで予定されていた全てのサービスのキャンセル要因が、全て新型コロナウイルス感染症の影響による場合

また、上記の居宅介護支援費が請求できるケースに該当がある場合は、ケアプラン等の書類の管理について確認させていただきますので、下記の書類を介護保険課給付担当まで送付していただきますようお願いいたします。

（提出書類）

- ・居宅サービス計画書（第1表～第3表）
- ・介護予防サービス支援計画書
- ・支援経過記録（第5表）・・・該当月から現在までの記録
- ・モニタリング評価表・・・該当月分

（提出方法）

FAXまたは郵送で提出してください。（FAX：224-8694）

（確認後の連絡）

居宅介護支援費の請求の可否について、提出いただいた書類を確認後、担当ケアマネジャー宛にご連絡します。

なお、確認作業に時間を要する場合も想定されるため、6月の国保連への請求に間に合わない場合もあり得ますので、ご承知おきください。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」について

このことについて、介護保険最新情報 Vol. 842 の確認をお願いします。

なお、本件の取り扱いについては、6月サービス利用分から対象となり、介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意を得られた場合に限り、算定することが可能とされておりますので、ご留意ください。利用者から事前の同意が得られた場合には、支援経過記録（第5表）に記録いただきますようお願いいたします。

また、本取り扱いについて、ケアプランや領収書、明細書等の書類を提出いただく場合がありますので、ご承知おきください。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

手指消毒用エタノールの優先供給について

国において製造販売事業者等協力の下、優先的に手指消毒用エタノールの購入ができる仕組みが、5月20日からスタートしています。ご購入を希望される事業者におかれましては、長野県ホームページの下記URLをご確認の上、お手続きいただきますようお願いいたします。

URL 「介護インフォメーション 令和2年5月20日（号外）」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kaigoinfo.html>

<注意事項>

- ・事前登録の手続きの期限は6月8日（月）です。
登録手続きに係る問い合わせ窓口 shoudokueki_askul@askul.com
- ・購入可能数量が、上限10リットル（セット）に制限される可能性があります。
- ・令和2年4月14日付け2高第143号「マスク配布並びに手指消毒用エタノールの購入希望調査について（照会）」にて、購入希望いただいたものは別途手配中ですので、改めてご案内いたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について

新型コロナウイルス感染症に関する国からの事務連絡等をまとめた5月28日現在のダイジェスト版が長野県のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

令和2年度介護保険事業所研修会（集団指導）の中止について

毎年、長野県と共同共催している介護保険事業所研修会及び、居宅介護支援・地域密着型サービス事業所研修会（集団指導）は、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止を徹底するため、今年度の開催を中止します。

なお、資料の提供については、あらためてお知らせいたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

地域密着型サービス事業所における運営推進会議の取扱いについて

表記については、「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議の対応について」（3月2日付け）でお示した取り扱いを継続いただき、併せて参集による開催を行わないよう依頼していたところですが、政府の緊急事態宣言が解除されたことを受け、参集による開催を可能とします。

ただし、参集による会議を開催する場合は、「3つの密」を回避するとともに、下記事項を十分配慮し実施してください。

- (1) 出席者の体温計測を実施し参加の可否を判断すること
- (2) 入室時の手洗い、うがいを実施すること
- (3) 会議時のマスク着用につとめること

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

福祉用具貸与事業所の皆様へ

4/20号掲載「福祉用具貸与に係る商品コードの介護給付費明細書への記載の留意点について」の修正について

4月20日号フレッシュ情報に掲載いたしました標記について、次のとおり太字部分の追加・修正がありましたのでお知らせいたします。

平成30年10月貸与分より徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を実現するため、国が商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を公表し、運用されているところです。これに伴い、福祉用具製造事業者又は輸入事業者等において、T A I Sコード又は福祉用具届出コード（以下、商品コードという。）のいずれかの取得が義務化されており、公益財団法人テクノエイド協会ホームページでは、商品コードを公表しています。また、福祉用具貸与費の介護給付費明細書には、これらの商品コードの記載が義務化されています。

本市では、国保連合会からの提供される福祉用具貸与費明細の商品コードを点検したところ、商品にT A I Sコードが付与されているが、介護保険が適用されない商品が多数確認されました。特に、本体の商品に附属として取り付けるオプションが多数を占め、介護保険対象種目のサービスコードにおいて単独請求されていることが判明しました。

つきましては、オプションの商品について、介護保険適用商品であることの確認をお願いします。T A I Sコードが付与されている商品については、協会のホームページの「福祉用具情報システム」で商品検索し、介護保険：福祉用具貸与と表記されていないものは、介護保険の適用を受けられませんので、ご注意ください。また、福祉用具届出コードが付与されている商品については、協会ホームページでの確認が困難であるため、商品が介護保険の定義に適合しているかを確認していただき、判断に迷う場合には、カタログ等を持参のうえ、介護保険課にご相談いただきますようお願いいたします。

確認の結果、介護保険が適用されないオプション商品があった場合は、介護保険が適用される商品への変更等の適切な対応をお願いいたします。

また、本体とオプションの一体型商品についても新たに商品コードを取得している場合が多く確認されるため、当該商品に該当する利用者がある場合は、一体型商品の商品コードに訂正していただくようお願いいたします。

これらの変更や訂正の結果、単位数に変更が生じる場合は、利用者（家族）の同意を得たうえで、担当ケアマネジャーへ連絡し、居宅サービス計画の変更を依頼してください。

一体型商品への移行期間について、7月末までに変更を完了していただき、8月提供分から完全移行としますので、対応をよろしくをお願いいたします。

問い合わせ先：介護保険課給付担当
TEL：026-224-7871

令和元年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

令和元年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業者は、別紙1により実績報告書を提出してください。なお、郵送による提出も可能です。

提出期限：令和2年7月31日（金）

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

長野県における緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく感染防止策の徹底等について（要請）

標記について、別紙2のとおり「新型コロナウイルス感染症長野県対策本部」より通知がありましたので確認いただき御対応くださいますようお願いいたします。

なお、文中の別添等資料については、下記URLを御参照ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 vol. 836】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(第11報)

【介護保険最新情報 Vol. 837】

令和2年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

【介護保険最新情報 vol. 838】

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について

【介護保険最新情報 vol. 839】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について

【介護保険最新情報 vol. 840】

動画「訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策」及びその周知のためのリーフレットについて

【介護保険最新情報 vol. 841】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp